

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 2年12月 9日 (水) 午前 9時30分 開会 午前 9時46分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	大山 学 田中志摩子 長嶋 一樹 ----- 安藤 玄一 山田 昌紀 八島 満雄 -----
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	参事(兼)次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第9号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【大中学議員】 おはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

それでは、「陳情第9号、『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、「陳情第9号、『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情」に対し意見を述べさせていただきます。

最低賃金の引上げは、国内における格差の是正や労働意欲の向上に寄与することにより、日本経済の底上げと好循環をもたらし、ひいては国民生活の向上に資することは十分理解できるところであります。我が国においては、近年の最低賃金の引上げにより、2020年10月1日以降、各都道府県で適用される最低賃金は、最高額が東京都の1013円、最低額が秋田県以下7県の792円となっており、一応の成果が出ているものと判断できるところであります。

現在の日本経済の状況を見ますと、昨年から景気は後退傾向にあり、その上に今般の新型コロナウイルス感染症拡大が追い打ちとなって、景気がますます悪化してきているのが現状であります。このような状況下、現時点で最低賃金1500円以上を目指すことは、日本経済のなお一層の悪化に結びついていく確率が高まってしまうことになり、時期尚早だと思います。

また、全国一律最低賃金制の導入につきましては、地域間の経済格差や業務形態を無視することにつながり、地域経済にゆがみが生じる危険性が出てきてしまいます。さらに、最低賃金の引上げをめぐっては、さきに挙げた課題のほかにも多くの問題点があり、特に大きいのは、最低賃金増加が中小企業の経営を圧迫するという懸念であります。実際、近年、最低賃金の引上げが続いたことにより、直接的な影響を受けた中小企業が年々増加し、地域経済の衰退に拍車をかけているという意見も多く出ているところでもあります。

こうした点を踏まえ、厚労省は、生産性向上への設備投資とともに、賃上げを行った中小企業、小規模事業者に対し、設備投資費用の一部を助成するなどの支援策を実施するとともに、中小企業、小規模事業者の様々な課題に対応するため、

ワンストップ相談窓口の働き方改革推進支援センターを全都道府県に開設し、中小企業、小規模事業者の支援を積極的に行っています。

このような観点から判断して、本陳情は不採択とすべきといたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第9号、『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情」について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

陳情者は、1、最低賃金1500円以上を目指すこと、2、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、3、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ることを陳情しております。

1に関しては、このコロナ禍において経営が成り立たない中小零細企業が多々ある中で、とても受け入れられない金額であると考えます。2に関しては、地方の特性において、家賃や食材など物価の違いがあると認識する次第です。3に関しては、これまでも国、県、市において、このコロナ禍での中小企業への支援策を講じてきております。もちろんそれらで足りるとは思っておりませんが、今回の陳情内容を賄える支援策をさらにプラスで補える財政能力が国にあるとは到底思えません。

これらの理由から、陳情第9号については反対とさせていただきます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 私も、「陳情第9号、『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情」につきまして。この趣旨は、コロナ禍における企業の中で働くパート、派遣、契約、アルバイトなど非正規雇用、フリーランスで働く労働者の月収、年収が最低生活を維持できない状況にあることを述べて、さらには最低賃金1500円の引上げ、全国一律の最低賃金制度の改正、中小企業の経営継続の支援拡大等々について、国に対して市議会からの意見書の提出を求めています。

現在、確かに若者が職を得たいとするならば、高給可能な都市圏を選び、都市圏の最低賃金が時給1000円を上回ることから理解できます。都市間の格差は200円以上にもなる。一極集中の都市人口と過疎化の地方に分かれる社会経済問題でもあり、過疎地域の高齢化問題にもつながっています。しかし、仕事を得るために若者が都会に集中することは、労働力の質的低下や事業の公正な競争や確保が保てない状況も生まれ、国民経済の健全な発展が阻害される要因も見受けられます。その意味では、陳情者の趣旨は理解できるものです。

もちろん性急に最低賃金を上げる企業者が全体を占めれば問題も出ないことにはなりますが、赤字経営に陥ると言われる非正規雇用が多い企業、特に中小企業の賃金支払い能力は低下し、失業率が上昇し、挙げ句は社会問題化することが懸念されます。このような企業が自然淘汰されても仕方がないという考えは、今日の日本経済を支えてきた事実からも一蹴できない事柄が指摘されます。

その経済構造の中身を調べた記録があります。低廉な生活層が多いのかと調べ

ると、平成14年での一橋大学の川口論文が平成21年に発表されたものですが、労働者の半分の50%は年収500万円以上の中所得者世帯であることが指摘されています。最低賃金で働く人の世帯が全労働者の世帯の半分以上を占めると言われることから、世帯主の収入を主婦がパート、アルバイトで補い、500万円以上の収入家庭を現出していることが分かります。

また、平成28年度の調査では、等価可処分所得の中央値の半分である貧困線は122万円であると分析しています。119万円以下での世帯労働者は9.5%、299万円以下は14.9%で、相対的貧困層が必ずしも最低賃金以下で働いていることにはならないのではないかと指摘されています。

働きたくても働けない、働けなくて貧しい世帯もあることから、一概に最低賃金上昇が必ずしも今の段階でよい救済策とはならないように思います。もっと困っている人や世帯への国家的支援プロジェクトが、最低賃金施策優先より先だと思われる。

ここで登場してくるのが、勤労所得税額控除などの検討が貧困層救済の選択肢となってくると思われます。この視点は、最低賃金水準で働く人は所得の少ない貧困層に属しているか、また、最低賃金を引き上げて最低賃金水準の労働者は雇用を失うことなく、収入を増加し享受を受けることができるのかが、この最低賃金の改善の鍵となると思われます。

自民党は、菅内閣になってから全国一律の最低賃金を打ち出し、労働者の所得を引き上げようという姿勢を示しました。その施策の原資は、大企業の内部留保とも言われています。その利益の余剰金は、いざの災害や経営悪化の際に経営の緊急的な処置を図る準備資金でもあります。これは、我々国民が路頭に迷う経済混乱を回避するもろ刃の剣にもなっているものと解釈しています。これを全国企業の最低賃金上昇にまつわる企業支援金にするという広大な発想は、企業側の論理との乖離があり、緩やかな調整を期待しているところです。

この陳情については、市内中小企業を抱える本市にとっての経営者側の側面も考慮に入れると、最低賃金1500円確保、全国一律最低賃金制度改正については、総論賛成、各論反対で、陳情要望に対して時期尚早であると判断し、この陳情には反対の立場を取ります。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第9号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、神奈川県は最低賃金1012円で、東京都の1013円に次いで、2番目に高い状況であります。これまで伊勢原市議会において同様の陳情が何度も提出され、労働者の視点に立ち、最低賃金を上げるよう意見書を提出してまいりました。全国的に1000円になるまではと考えておりましたが、神奈川県において1000円を超えてから、ある中小企業の経営者に、私の時給、幾らか分かるか、時給換算にしたら500円だよと言われ、愕然としたのを記憶しております。

中小企業においても、来年4月から同一労働同一賃金制度が始まります。また、パートタイムの労働者にも雇用保険がかかり、経営者側の負担はこれまでになく大きなものになります。ましてやこのコロナ禍で、中小企業の収益も大きく下がっており、人件費を削る以前に会社倒産の危機であるという経営者もいらっしゃいます。ここは、一度立ち止まってもよろしいのでしょうか。労働者のことも理解できますが、会社がなくなるとは、元も子もない。最低賃金を引き上げるのは、コロナ禍の今ではないと考えます。また、陳情に最低賃金1500円以上を目指すこととありますが、まだ日本全国1000円に達していない状況では時期尚早と考え、本陳情に対しては反対といたします。

以上でございます。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

最低賃金の引上げは、2019年度に行われ、全国の平均は901円になりました。最高額は東京都の1013円、次いで神奈川の1012円、初の1000円台となり、最低額は792円で、その差は約220円となっております。最低賃金の引上げについては、政府が2016年度に閣議決定したニッポン一億総活躍プランで、毎年3%程度の引上げと最低賃金の全国平均1000円の実現が明記されています。こうした方針は、経済財政運営の基本方針である骨太の方針にも反映され、4年連続の3%程度のアップにつながっています。

陳情者の言われるとおり、現在、コロナ禍にあつて国民の消費購買力が低下していることは否めません。そして国民の消費購買力が国内総生産GDPを上げ、経済の好循環を推し進めることになり、政府も個人消費の喚起には最低賃金の引上げが欠かせないことは認識しておりますが、最低賃金の引上げをめぐっては課題も少なくありません。特に人件費の増加により中小企業の経営を圧迫することが懸念されています。

日本商工会議所は、2019年5月、最低賃金に関する緊急要望を発表し、景況感や経済情勢、中小企業の経営実態を考慮せず、3%をさらに上回る目標を設定することを強く反対しています。その理由は、最低賃金の引上げが続いたことで、直接的な影響を受けた中小企業が年々増加し、直近では約4割に上ると指摘。中小企業、小規模事業者が7年間で63万社も減少している現状を踏まえ、大幅な引上げが地域経済の衰退に拍車をかけると訴えています。また、2018年に16.4%、2019年に10.9%の大幅な引上げを行った韓国では、経営体力の弱い事業者が人件費の負担増に耐え切れず、従業員を解雇し、失業率の悪化を招いています。

こうした点を踏まえ、厚労省は、生産性向上への設備投資とともに、賃上げを行った中小企業、小規模事業者に対し、設備投資費の一部を助成するなどの支援策を実施しています。そして、様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口、働き方改革推進支援センターを全都道府県に設置しています。

陳情者は、全国一律最低賃金制度に改正することも求めておられますが、所得や物価などの違いから、一律にすることは、地方の中小企業、小規模事業者の経営を圧迫することになり、各都道府県がその水準による具体的な賃金を決めることが適切だと考えます。こうしたことから、国では最低賃金の引上げについては、今後も中小企業、小規模事業者の経営支援とともに、少しずつの引上げに取り組むとしており、国の動向を注視していきたいと考えますので、陳情第9号は、不採択とすべきといたします。

○委員長【大山学議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は、不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○委員長【大山学議員】 挙手なし。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【大山学議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前9時46分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和2年12月9日

産業建設常任委員会
委員長 大山学